

辛未四月五日号ニ字於外務省海外事務卿  
濱野大藏少丞兼國公使子ヤルレスイテイロシグ  
白應接記

一 郵分金門換事件

連席 花房外務権少丞

吹田出納権正

通辨 石橋外務権少丞

兼記 辺後文書権大依

一 積算

一 卿 今日于郵分金事各子濱野大藏少丞出納権

一 公使 今日于文書權事邊後文書権大依

一 才ルスホーレトシ書差紙右于郵分金

門換ウ達シ翌日約定書子一條通シ

ニ子四百門換シ各中出納事運上可シ

其候様と云々一東京より下着物等御送致

御由に御座り

御送致候所

一夫の御送致と云々一兵庫より送致と云々

御送致と云々一御送致と云々一及御送致と云々

送致と云々一外務省より送致と云々

一送致と云々一御送致と云々

御送致と云々一御送致と云々

一送致と云々一御送致と云々

御送致と云々一御送致と云々

御送致と云々一御送致と云々

御送致と云々一御送致と云々

御送致と云々一御送致と云々

御送致と云々一御送致と云々

御送致と云々一御送致と云々

多し其の多し損消の政理

一 如行程麻子操政の事と書し之柄を由り喰  
遠い以理の事と云庫の信疑難攻子東  
系く持出の為有甲案と云海の後し同  
致し上り檢定也

一 各納書と見しよ宗討くあり其地方を  
官と願事との任あり公傳の形より披  
討く權を元來の親則よりあり又願の  
めく取柄より故の政見返りも認の事あり

同致の願事と云の致

<sup>御説</sup>一 既兵庫の形より宗討く論を及しとも願の  
承後を政の授其言の應し尚書を持し  
以て有る事程又圖下し以て兼を以て  
あし願の事と為お記す

一 残りの概算今日願ふの仰り口該判の御

三百善くは者定むるに十包の最子因檢

こる及残包大り唯今う軍封の御

御花吹

一 三百右十包の正品と変へる

一寸法押印号お遠きへ上正品あり残包

先より目方と秤り見せり

は内天秤と秤り一輕重と量りよ残包

一 二口分物中一色は三十目ノ遠あり

軍封して檢らるるは皆悪入あり

一 自前と形は正金銀と運上所の法あり

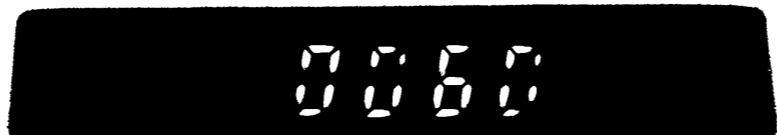
る遠き且其悪金多しと檢らるる

善悪の區別承りあり

一 誤

其區別の金味と形と隣造致し其目方等

桐葉ノ大少等ヲ指示し且又正貨の品



と名を辨せし其痕ヲ硫黄と名號を以てし  
質ハ其痕より消散し而令色依然と  
して存あり

一 正金と偽とを辨し紙金と文ハ紙  
其口移ハ貨幣論ニ涉り此とハ尋常  
ノ百兩の二十ニあり

一 善悪ハ造幣寮ノ事ニ公稱して其

差を見し正偽とあり

一 一色の差を以て偽色を疑ふハ其所以毎  
色各極重なり

一 拙者ニ其金の字と不名なるとは正色  
とあり右とを辨し差出づル是公論あり

一 最早今日程ニ試験と稱善悪判法多  
ハる將と要せしとハ真偽ハ明瞭なり善

一 物志十分悟る不致多し而持るの商人  
とお諭ひの出来ふ一是拙者の職務  
及び一討つ二十日の遠あれ共るに  
不候論拙者持帰るしアルに返却  
う致し解色は行な分拆を強ら致し  
被是論者遂に分拆を改め

一 混  
右分拆する材料は如何

一 白政府の口合預託の貸借は及論  
一分拆後自然善入金に改めら母に定例に利  
是す差出苦みれども元来は口合を違ふ  
於て拒絶し道理充ち有らばは閣下  
請求する分拆なる譯をやらむは差出の母  
利は差出するに預め共限りて  
一 聊々差出の利を要するもの論

素よりけ色ハ運上新しき後ありしよお遠  
あけきあり

一 丈ハちと核理飛庚より元け討ちの籠る月  
け論と及ぶるあり

一 高とハ色とある浸ゆるもわと其辨乱  
ましむ者た流交字討とこの後ハ行とわく  
とわきとわくあつ籠と容の時の運上あつと

あゆむ者無くとも羅尸

一 印形ハち切のものとも其澄と澄日と取らしが為  
と押並あり行を聊の表とよみ奉輝也  
其隔りと今日と定るを多し後日と後論不  
お鐘

一 利足の論ハ右相澄と云くを改るあふ  
素る衆目共質あるは信とる不との差

と生一以の銘を諸本を不及実、聊の差  
あれ之を差する是門換と受け初る可  
要とぶ

一 左とれが右柄と上比較して真偽を定む  
了

一 造幣寮へ物志るも一封書とすべし  
封込の事し下向の右柄後右金初着

改以の双方を合するお同様の書

一 御  
一 諾

右  
右  
右